

平成27年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成27年5月1日
茨城県総務部地域支援局市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

- 県内44市町村のうち、43団体が総合予算を編成している。
（骨格予算編成団体：取手市）
- 平成27年度の県内43市町村の当初予算規模は、1兆985億40百万円で、対前年度比3.6%（382億32百万円）の増となっている。なお、復旧・復興分除きの予算規模では1兆584億39万円、4.0%（405億45百万円）の増となっている。
- 平成27年度当初予算の特徴としては、歳入面において、国庫支出金が、小中学校の耐震化等の増等により9.1%（127億52百万円）の増となっている。また、地方債（臨時財政対策債除く）は21.1%（146億75百万円）の増、財政調整基金からの繰入金は30.4%（55億9百万円）の増となっており、必要な財源を地方債の活用や基金の取崩しにより補てんする厳しい状況となっている。
- 歳出面においては、東日本大震災からの復旧事業の進捗などにより災害復旧事業が△65.9%（△17億85百万円）の減となっている一方で、小中学校耐震化等の整備や老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等の増により、普通建設事業が12.2%（210億94百万円）の増となっている。また、扶助費が子ども・子育て支援新制度の開始に伴う民間保育施設運営委託料の増等により7.4%（143億89百万円）の増となっている。
- 予算規模が前年度に比して増加しているのは、43市町村中31市町村（復旧・復興除きでは34市町村）となっている。

【当初予算規模】（43市町村）

（単位：百万円，%）

区 分	H26 予算額	H27 予算額	対前年度	
			増減額	増減率
全体	1,060,308	1,098,540	38,232	3.6
復旧・復興分除き	1,017,894	1,058,439	40,545	4.0

【主な増減】

（単位：百万円，%）

区 分	H26 予算額	H27 予算額	対前年度	
			増減額	増減率
歳入	1,060,308	1,098,540	38,232	3.6
うち国庫支出金	140,682	153,434	12,752	9.1
うち地方債（臨時財政対策債除き）	69,663	84,338	14,675	21.1
うち財政調整基金繰入金	18,131	23,640	5,509	30.4
歳出	1,060,308	1,098,540	38,232	3.6
うち普通建設事業費	172,380	193,474	21,094	12.2
うち災害復旧事業費	2,708	923	△1,785	△65.9
うち扶助費	194,452	208,841	14,389	7.4

問い合わせ先

総務部地域支援局市町村課 財政担当 丹，永山

[直通029-301-2472, 内線2470]

2 主な歳入

- ・ 地方税は、土地・家屋の評価替えによる課税標準額の減等により、 $\Delta 0.6\%$ （ $\Delta 25$ 億86百万円）の減となっている。（詳細は次頁参照）
- ・ 地方消費税交付金については、税率引上げの影響の平年度化等により 26.7% （89億23百万円）の増となっている。
- ・ 地方交付税は、地方消費税交付金等の増が見込まれることなどから、震災復興特別交付税以外では $\Delta 1.7\%$ （ $\Delta 25$ 億12百万円）の減となっている。
 なお、震災復興特別交付税は、東日本大震災復興交付金を活用した事業の実施や被災した行政庁舎の建替え等により、 58.6% （49億4百万円）の増となっている。
- ・ 国庫支出金は、小中学校の耐震化の増等により 9.1% （127億52百万円）の増となっている。
- ・ 県支出金は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う保育施設の運営や整備にかかる補助の増等により、 8.1% （51億30百万円）の増となっている。
- ・ 繰入金は、財政調整基金からの繰入金が 30.4% （55億9百万円）の増となっており、必要な財源を基金の取崩しにより補てんする厳しい状況が続いている。
- ・ 地方債は、国の地方財政計画に対応して臨時財政対策債が $\Delta 13.4\%$ （ $\Delta 55$ 億68百万円、地財計画では $\Delta 19.1\%$ ）の減となっている一方、老朽化した行政庁舎の建替え等により合併特例債が 5.2% （15億52百万円）の増となっており、全体で 8.2% （91億7百万円）の増となっている。

【歳入の状況】

（単位：百万円，％）

区 分	H 2 6 当初予算額	H 2 7			
		当初予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	405,994	403,408	$\Delta 2,586$	$\Delta 0.6$	36.7
地方譲与税	12,859	12,435	$\Delta 424$	$\Delta 3.3$	1.1
各種交付金	39,853	50,429	10,576	26.5	4.6
地方消費税交付金	33,382	42,305	8,923	26.7	3.9
地方特例交付金	1,379	1,397	18	1.3	0.1
地方交付税	159,603	161,995	2,392	1.5	14.7
普通交付税・特別交付税	151,233	148,721	$\Delta 2,512$	$\Delta 1.7$	13.5
震災復興特別交付税	8,370	13,274	4,904	58.6	1.2
分担金・負担金	14,298	14,334	36	0.3	1.3
使用料・手数料	17,542	18,363	821	4.7	1.7
国庫支出金	140,682	153,434	12,752	9.1	14.1
県支出金	63,306	68,436	5,130	8.1	6.2
繰入金	58,752	57,119	$\Delta 1,633$	$\Delta 2.8$	5.2
財政調整基金	18,131	23,640	5,509	30.4	2.2
その他特定目的基金	33,942	26,151	$\Delta 7,791$	$\Delta 23.0$	2.4
繰越金	10,554	11,330	776	7.4	1.0
地方債	111,204	120,311	9,107	8.2	11.0
うち臨時財政対策債	41,541	35,973	$\Delta 5,568$	$\Delta 13.4$	3.3
うち合併特例債	29,987	31,539	1,552	5.2	2.9
その他	24,282	25,549	1,267	5.2	2.3
合 計	1,060,308	1,098,540	38,232	3.6	100.0

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税（0.2%の増）・・・給与所得の増等に伴う所得割の増
- ・ 固定資産税（1.4%の減）・・・土地・家屋の評価替えによる課税標準額の減

（地方税の内訳）

（単位：百万円，%）

区 分	H 2 6 予算額	H 2 7			
		予算額	増減額	増減率	構成比
市町村民税	178,904	179,315	411	0.2	44.5
個人均等割	4,648	4,660	12	0.3	1.2
所得割	138,080	138,721	641	0.5	34.4
法人均等割	8,864	8,937	73	0.8	2.2
法人税割	27,312	26,997	△315	△1.2	6.7
固定資産税	182,961	180,445	△2,516	△1.4	44.7
純固定資産税	181,681	179,197	△2,484	△1.4	44.4
土地	57,630	56,353	△1,277	△2.2	14.0
家屋	80,677	78,371	△2,306	△2.9	19.4
償却資産	43,374	44,473	1,099	2.5	11.0
交付金・納付金	1,280	1,248	△32	△2.5	0.3
軽自動車税	5,347	5,691	344	6.4	1.4
市町村たばこ税	22,684	22,080	△604	△2.7	5.5
鉱産税	2	2	-	0.0	0.0
特別土地保有税	-	-	-	0.0	0.0
小 計	389,898	387,533	△2,365	△0.6	96.1
目的税					
入湯税	371	376	5	1.3	0.1
都市計画税	15,725	15,499	△226	△1.4	3.8
小 計	16,096	15,875	△221	△1.4	3.9
合 計	405,994	403,408	△2,586	△0.6	100.0
(参考)国保税(料)	79,156	77,227	△1,929	△2.4	-

3 主な歳出

- ・ 義務的経費について、扶助費が子ども・子育て支援新制度の開始に伴う民間保育施設運営委託料の増等により7.4%（143億89百万円）の増、公債費が借入抑制や償還終了による減等により△3.4%（△34億70百万円）の減となっている。
- ・ 投資的経費について、普通建設事業費（補助事業）が、小中学校耐震化等の整備の増等により18.2%（159億5百万円）の増、普通建設事業費（単独事業）が老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替えの増等により6.5%（55億33百万円）の増となっている。一方、災害復旧事業費については△65.9%（△17億85百万円）の減となっている。
- ・ その他の経費のうち、物件費については、番号制度対応のためのシステム改修に係る委託料の増等により5.2%（79億1百万円）の増、繰出金については、国民健康保険や介護保険事業会計などへの繰出の増等により3.6%（45億89百万円）の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

区 分	H 2 6 予算額	H 2 7			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	481,240	492,306	11,066	2.3	44.8
人件費	183,913	184,060	147	0.1	16.8
扶助費	194,452	208,841	14,389	7.4	19.0
公債費	102,875	99,405	△3,470	△3.4	9.0
投資的経費	175,088	194,397	19,309	11.0	17.7
うち普通建設事業費	172,380	193,474	21,094	12.2	17.6
補助事業費	87,172	103,077	15,905	18.2	9.4
単独事業費	84,816	90,349	5,533	6.5	8.2
うち災害復旧事業費	2,708	923	△1,785	△65.9	0.1
その他の経費	403,980	411,837	7,857	1.9	37.5
うち物件費	152,473	160,374	7,901	5.2	14.6
うち補助費等	102,747	98,894	△3,853	△3.7	9.0
うち積立金	5,571	3,852	△1,719	△30.9	0.4
うち繰出金	125,985	130,574	4,589	3.6	11.9
合 計	1,060,308	1,098,540	38,232	3.6	100.0

4 今後の対応

○ 平成27年度予算をみると、引き続き小中学校耐震化等の整備や老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等の普通建設事業費の増、社会保障関係費である扶助費の増等により歳出が増加しており、依然として地方債の活用や基金の取崩しにより必要な財源を確保する厳しい予算編成となっている。

高齢化や人口減等により、市町村の行財政運営は今後も厳しい状況が続く見通しである一方、老朽化した公共施設の更新費用や、社会保障関係費等の増加、合併算定替終了への対応などに迫られることが見込まれることから、引き続きゼロベースの視点に立った事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、税の徴収対策の一層の強化による自主財源の確保、公共施設の統廃合等、徹底した行財政改革に取り組み、財政運営の健全化を強力に推進していく必要がある。

◇市町村別 当初予算額及び対前年度増減率（1／2）

（単位：百万円）

区 分		H27当初			対前年度増減率(全体)			増減率 順位 (全体)	主な増減理由 ※全体の中の主なもの	
		予算額	復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業		復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業			
1	水戸市	通常	105,217	103,556	1,661	7.0%	7.2%	△ 3.9%	9	新ごみ処理施設整備事業の増
2	日立市	通常	69,760	60,539	9,221	6.4%	3.1%	33.9%	12	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（本庁舎）の増
3	土浦市	通常	58,803	58,755	48	4.1%	4.9%	△ 89.3%	21	都和小学校校舎改築事業の増
4	古河市	通常	50,319	50,297	22	2.0%	2.0%	△ 18.5%	28	施設型給付費支給事業の増
5	石岡市	通常	31,309	30,767	542	9.1%	7.7%	301.5%	8	石岡駅周辺整備事業の増
6	結城市	通常	17,303	17,242	61	3.5%	3.7%	△ 32.2%	23	中学校耐震化事業の増
7	龍ヶ崎市	通常	23,570	23,544	26	4.8%	5.2%	△ 78.2%	17	施設型給付費支給事業の増
8	下妻市	通常	17,181	16,660	521	7.0%	3.9%	1984.0%	10	【復旧・復興】 総合体育館耐震補強・改修事業の増
9	常総市	通常	23,780	23,774	6	4.4%	10.4%	△ 99.5%	19	小中学校特定天井等落下防止事業の増
10	常陸太田市	通常	23,657	23,612	45	2.7%	2.9%	△ 53.1%	26	複合型交流拠点施設整備事業の増
11	高萩市	通常	12,227	11,378	849	△ 0.5%	△ 1.6%	16.5%	33	災害公営住宅整備事業の減
12	北茨城市	通常	23,355	17,675	5,680	15.3%	13.7%	20.7%	4	【復旧・復興】 北町関本中線街路改良事業の増
13	笠間市	通常	29,120	28,949	171	3.1%	4.9%	△ 73.5%	25	認定子ども園整備事業（笠間地区） の増
14	取手市	骨格	36,411	36,411	-	5.1%	5.2%	△ 100.0%		※骨格予算
15	牛久市	通常	24,462	24,448	14	4.3%	4.9%	△ 90.1%	20	バイオマス産業都市構築事業の増
16	つくば市	通常	72,367	72,348	19	6.0%	6.2%	△ 87.1%	14	（仮称）紫峰学園建設事業の増
17	ひたちなか市	通常	51,552	51,445	107	1.4%	2.8%	△ 86.8%	29	民間保育所支援事業の増
18	鹿嶋市	通常	21,881	20,879	1,002	△ 1.8%	△ 5.5%	438.7%	37	保育園整備事業の減
19	潮来市	通常	18,383	12,163	6,220	△ 5.2%	9.6%	△ 25.1%	39	【復旧・復興】 幹線道路液状化対策事業の減
20	守谷市	通常	19,367	19,360	7	△ 0.7%	△ 0.7%	△ 30.0%	34	松並土地区画整理事業の減
21	常陸大宮市	通常	22,594	21,381	1,213	7.0%	4.4%	89.2%	11	木質バイオマスステップボイラー整備 事業の増
22	那珂市	通常	18,840	18,351	489	3.8%	4.5%	△ 16.6%	22	民間保育所等児童入所事業の増
23	筑西市	通常	39,333	39,157	176	△ 2.2%	△ 2.1%	△ 15.8%	38	学校給食センター整備事業の減
24	坂東市	通常	28,000	26,713	1,287	15.2%	13.0%	92.7%	5	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（本庁舎）の増

◇市町村別 当初予算額及び対前年度増減率（２／２）

（単位：百万円）

区 分		H27当初			対前年度増減率(全体)			増減率 順位 (全体)	主な増減理由 ※全体の中の主なもの		
		予算額	復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業		復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業				
25	稲敷市	通常	21,729	21,722	7	△ 0.2%	△ 0.2%	0.0%	32	新利根地区新設小学校建設事業の減	
26	かずみがうら市	通常	18,000	18,000	-	10.2%	10.2%	△ 100.0%	6	小学校統合等に伴う学校施設整備事業の増	
27	桜川市	通常	15,980	15,714	266	0.3%	0.4%	△ 6.0%	31	防災無線デジタル化更新事業の増	
28	神栖市	通常	44,021	37,918	6,103	3.3%	8.3%	△ 19.8%	24	学校給食共同調理場建設事業の増	
29	行方市	通常	17,880	17,799	81	2.6%	2.6%	0.0%	27	北浦地区統合小学校施設整備事業の増	
30	銚田市	通常	21,090	21,045	45	5.2%	5.9%	△ 72.4%	15	銚田北中学校区統合小学校整備事業の増	
31	つくばみらい市	通常	20,872	20,566	306	4.8%	3.4%	992.9%	16	庁舎改築等整備事業の増	
32	小美玉市	通常	23,219	23,090	129	△ 0.9%	0.1%	△ 63.2%	35	防災公園整備事業の減	
33	茨城町	通常	11,183	11,092	91	0.7%	0.7%	△ 2.2%	30	長岡第二小増築・大規模改造事業の増	
34	大洗町	通常	11,729	9,144	2,585	25.6%	14.8%	88.3%	1	【復旧・復興】 船渡大洗線整備事業の増	
35	城里町	通常	9,550	9,342	208	△ 14.6%	1.6%	△ 89.6%	42	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（本庁舎）の減	
36	東海村	通常	19,572	18,731	841	△ 13.7%	△ 11.2%	△ 46.3%	41	東海中学校建設事業の減	
37	大子町	通常	9,618	9,613	5	△ 17.2%	△ 17.2%	66.7%	43	廃棄物処理施設整備事業の減	
38	美浦村	通常	5,833	5,827	6	9.8%	10.5%	△ 84.2%	7	役場庁舎耐震改修事業の増	
39	阿見町	通常	15,459	15,422	37	6.2%	6.3%	△ 21.3%	13	役場庁舎耐震改修事業の増	
40	河内町	通常	3,659	3,656	3	△ 1.5%	△ 0.2%	△ 94.1%	36	臨時福祉給付金の減	
41	八千代町	通常	7,497	7,497	-	△ 8.7%	△ 8.5%	△ 100.0%	40	八千代第一中学校校舎改築事業の減	
42	五霞町	通常	4,675	4,675	-	16.6%	16.6%	-	3	子育て環境整備支援事業の増	
43	境町	通常	8,148	8,148	-	4.6%	5.1%	△ 100.0%	18	地域スポーツ施設整備事業の増	
44	利根町	通常	6,446	6,445	1	17.7%	19.6%	△ 98.8%	2	中学校建設事業の増	
県 計（全団体）			1,134,951	1,094,850	40,101						
県 計（４３団体） ※暫定・骨格除き			1,098,540	1,058,439	40,101	3.6%	4.0%	△ 5.5%			
		前年度より増加した団体				31	34				
		前年度より減少した団体				12	9				

用語の解説

◎総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

◎暫定予算

①予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，②新たに地方公共団体が設置された場合，③その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

◎骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

◎地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

◎普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，後期高齢者医療事業，介護保険事業，収益事業，農業共済事業及び交通災害共済事業等に係る会計の総称。

《歳入》

◎一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金等をいう。

◎国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎東日本大震災復興交付金

被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化する（＝基幹事業）とともに，これと関連して復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保する（＝効果促進事業）ことにより，被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し，復興を加速させるため交付するもの。

◎地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的か

つ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎地方特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金（児童手当の制度拡充及び子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応して交付）及び減収補てん特例交付金（個人住民税における住宅ローン減税に伴う減収を補てん）がある。なお、児童手当及び子ども手当特例交付金については、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、子ども手当及び児童手当に係る財源見直しにより平成24年度向けに整理されている。

◎地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◎合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が、合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債。

◎臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

◎義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

◎財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。